



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和4年7月12日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
観光誘客推進課	観光誘客企画監	加藤 英彦	内線 2356
	デジタルマーケティング戦略推進係	井戸、岸中、高見	直通 058-272-8360 FAX 058-278-2603

## 「観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金」の募集を開始します

社会の急速なデジタル化が進展する中、情報を効果的・効率的に届けるデジタルマーケティング手法の活用は、観光誘客の分野においても今後ますます重要性を増していきます。

このたび、県では、県内観光事業者のデジタルマーケティング手法を活用したプロモーション事業の経費の一部を補助する標記補助金の募集を令和4年7月12日（火）から開始しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 補助金の概要

##### (1) 補助対象事業者

補助対象事業者（※）	詳細
宿泊施設営業事業者	以下のいずれかに該当する事業者 1 岐阜県内で、旅館業法に規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けた施設を1以上営む事業者 2 岐阜県内で、住宅宿泊事業法第3条の規定による届出のあった施設（民泊）を1以上営む事業者 ただし、岐阜県内で店舗型性風俗特殊営業を行う施設は、対象外とする。
観光施設営業事業者	岐阜県内に「観光施設」（旅行者を受け入れていることが客観的に判断でき、入込客数を把握している施設）を1以上有し、岐阜県内旅行者のために施設を有料で提供している事業者
土産物店営業事業者	岐阜県内に「店舗」（土産物店であることが客観的に判断できる店舗）を1以上有し、岐阜県内旅行者に対して、岐阜県にちなんだ品物を販売している事業者
体験事業者	岐阜県内において、1以上の「体験事業」（旅行者に体験事業を提供していることが客観的に判断できる事業）を岐阜県内旅行者に対して実施している事業者

※：但し、国、県、市町村及び県の外郭団体、第三セクター、指定管理者等が所有し、管理し、又は運営する施設、事業等を営む事業者を除く。

(2) 補助対象期間

交付決定の日 ～ 令和5年1月20日(金)

※上記期間に発注・契約し、事業及び支払いまで完了した事業が対象

(3) 補助限度額・補助率

・補助上限額：1事業者あたり300万円

※補助金額が20万円に満たない場合は交付対象外

・補助率：補助対象経費(税抜き)の2/3以内

(4) 補助対象事業

以下の事業に係る**委託費用**が補助対象経費です。

補助対象事業	補助対象経費
オンライン広告配信事業	事業者が保有する旅行者向けWEBサイト等を活用したオンライン広告の配信に必要な経費
WEBサイト診断事業	事業者が保有する旅行者向けWEBサイトの診断に必要な経費
SEO対策事業	事業者が保有する旅行者向けWEBサイトのSEO対策に必要な経費
SEO対策に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用するGoogleビジネスプロフィール(以下「GBP」という。)の登録・設定・運用及び人材育成研修業務に必要な経費
SNS登録・運用に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用するSNS(Facebook、Instagram、YouTube等)の登録・設定・運用及び人材育成研修業務に必要な経費
WEBサイト多言語化事業	事業者が旅行者向けに運用するWEBサイトの多言語化(翻訳)に必要な経費

2 募集期間

令和4年7月12日(火) ～ 11月30日(水) 17時15分

※郵送又は持参にて受付(締切当日の消印有効)。郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法としてください。

※予算が上限に達し次第終了します。

3 申請方法

補助金申請書に必要書類を添付し、募集期間内に提出してください。

なお、募集要項や各種様式等の詳細は、以下の岐阜県庁公式ホームページからダウンロードできます。また、観光誘客推進課でも配布します。

<観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業補助金>  
トップページ > 産業・農林水産・労働・観光 > 観光 > 観光振興  
> 観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/234562.html>

#### 4 申請書類提出先及びお問い合わせ先

窓口	所在地	電話番号
岐阜県 観光国際局 観光誘客推進課	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁	058-272-1111 内線 2356、2384

※窓口は平日8時30分から17時15分までとなります（土日祝日を除く）。

申請をお考えの場合は、申請前に観光誘客推進課に相談してください。